

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「記録謄写を」を「記録の謄写（複写又は記録を写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することを含む。以下同じ。）を」に改め、同項ただし書中「記録謄写に」を「記録の謄写に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 少年保護事件付添援助事業の対象となる事件の弁護士であった者又は付添人の活動（援助の開始決定前の活動を含む。）により観護措置決定がなされなかった場合又は観護措置が取り消された場合については、前各項に規定するもののほか、一事件について五万円を加算して支出するものとする。

第二条の五を第二条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条の七 本基金から支出する弁護士会に対する国選弁護士制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護士及び国選付添人の報酬基準では十分に賄われていない国選弁護士及び国選付添人の活動を支援する制度に要する補助金は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を支出するものとする。

一 国選弁護士又は国選付添人が負担する刑事事件又は少年保護事件の記録謄写費用を補助するための費用 国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）が選任に係る刑事被告事件及び少年保護事件の記録の謄写に要した費用（ただし、謄写枚数一枚につき二十円（国選弁護士等が記録謄写のために謄写枚数一枚につき二十円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数一枚につき、四十円又は当該現に支払った額のうちのいずれか低い額）とし、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この号において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数一枚につき、カラー謄写以外の謄写の枚数二枚として換算する。）から日本司法支援センターが当該国選弁護士等に対して支給を決定した記録謄写費用を控除した金額の五十パーセント

二 国選弁護士が専門家に依頼して行う鑑定に関する費用を援助するための費用 次のいずれかに該当する事件について、当事者鑑定（国選弁護士が専門家に依頼して行う精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、工学鑑定、DNA鑑定、筆跡鑑定、検察官立証に対する反証としての再鑑定等をいう。以下同じ。）を実施する場合の鑑定書等の作成費用、鑑定意見の聴取についての費用及び証人としての出廷（その打合せを含む。）に伴う費用（専門家への日当、交通費等をいう。）の額。ただし、被疑者又は被告人一人当たりの上限額を三十万円とし、前条第四項の補助金が支出されるものを除く。

イ 犯人性、事件性及び責任能力の有無その他公訴事実に関連した争点の立証のために当事者鑑定が必要であると認められる事件

ロ 被疑者又は被告人の情状又は量刑に影響を及ぼす情状関連事実の立証のために当事者鑑定が必要であると認められる事件

三 取調べ等への弁護人の立会い及び立会い実現に向けた活動を援助するための費用 被疑者国選弁護事件の国選弁護士若しくは刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の私選弁護士、被疑者国選弁護事件の国選弁護士若しくは刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の私選弁護士であった者であつて、被疑者の釈放後に、新たに私選弁護報酬を受けずに同一事件の私選弁護人に選任されたもの若しくは同一事件の私選弁護人を辞任しなかったもの又は被告人国選弁護事件の国選弁護士が、取調べ及び弁解録取（以下「取調べ等」という。）に関して活動した場合について、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める額。ただし、ロ及びハの合計額の上限は、一事件について十万円とする。

イ 書面により取調べ等への弁護人の立会いを申し入れたとき 一事件について一回限り三千円

ロ 取調べ等に現実に立ち会ったとき 一日当たり二万円

ハ 取調べ等への弁護士の立会いの申入れが拒否された場合で、取調べ等の開始時から終了時まで取調室外に滞在して、被疑者又は被告人に助言できるように待機したとき（身体拘束を受けている事件においては、一時間以上取調室外に滞在して、被疑者又は被告人に助言できるように待機したときを含む。） 一日当たり一万五千円

第二条の八 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第一号の刑事被疑者弁護援助事業に関する弁護士会に対する補助金のうち、その対象となる事件の逮捕段階において検察官又は裁判官に意見書を提出することにより勾留がなされなかった場合の活動に対する費用の補助金は、一事件について五万円を支出するものとする。

第二条の四の次に次の一条を加える。

第二条の五 本基金から、前条第一号の費用のほか、遠隔地の移動に伴う費用として、最も合理的な経路に基づき算定した距離に応じて、次の各号に掲げる距離の区分に応じ、当該各号に定める額を支出する。

一 片道二十五キロメートル以上五十キロメートル未満 四千円

二 片道五十キロメートル以上七十五キロメートル未満 八千円

- 三 片道七十五キロメートル以上百キロメートル未満 一万二千円
- 四 片道百キロメートル以上 一万六千円
- 2 本基金から、前条第一号及び前項の費用のほか、船舶又は飛行機の利用が不可欠の場合は、その費用として、四千円を支出する。

第三条中「並びに前条第三項から第五項まで及び第八項」を、「第二条の五、第二条の六第三項から第五項まで及び第八項、第二条の七並びに前条」に改める。

附 則

- 1 第二条の二第四項及び第五項（新設）並びに第二条の五から第三条までの改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二第四項及び第五項並びに第二条の八の規定は、令和六年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二条の五の規定は、令和六年四月一日以降に行われた初回接見及び初回面会について適用する。
- 4 改正後の第二条の七第一号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護士及び国選付添人に係る補助金の申請から適用する。
- 5 改正後の第二条の七第二号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護士に係る補助金の申請から適用する。
- 6 改正後の第二条の七第三号の規定は、令和六年四月一日以降に行われた活動について適用する。